

# 大学評議会規程

(1987年11月20日制定)

改正	1990年 4月20日	2003年 3月20日	2009年11月19日
	1994年 1月20日	2005年 1月20日	2012年12月20日
	1995年 6月27日	2006年 2月16日	2015年 3月12日
	2001年 1月25日	2008年12月18日	2016年 3月10日
	2001年10月18日	2009年 3月12日	

(設置)

**第1条** 東京女子大学学則(以下「大学学則」という。)第8条及び東京女子大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第67条に基づき、東京女子大学に大学評議会を置く。

(目的)

**第2条** 大学評議会は、教学にかかわる全学的に重要な事項を審議することを目的とする。

(組織)

**第3条** 大学評議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(副学長を置く場合)
- (3) 学部長
- (4) 全学共通教育部長
- (5) 大学院合同研究科会議議長
- (6) 図書館長
- (7) 大学宗教委員長
- (8) 比較文化研究所長
- (9) 女性学研究所長
- (10) 将来計画推進委員会副委員長
- (11) 自己点検・評価委員長
- (12) 教授会の選出に基づき、学長が委嘱する教授2名
- (13) 学長が選任する教授2名
- (14) 事務局長

**第4条** 削除

(任期)

**第5条** 職務上の委員の任期は、在任期間中とする。

2 第3条第12号及び第13号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

**第6条** 大学評議会は、次に掲げる事項について学長が理事会に建議するに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 東京女子大学学則(以下「学則」という。)及び東京女子大学大学院学則その他重要な規則の制定並びに改廃に関する事項
- (2) 教育研究に関する事業計画にかかわる事項
- (3) 学部、学科及び専攻並びに大学院研究科及び専攻の設置及び廃止に関する事項
- (4) 教員組織の編成方針並びに教員の採用及び昇任に関する教育研究業績の審査にかかわる事項
- (5) 大学の教育研究に関する長期展望にかかわる事項
- (6) 前5号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、大学評議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 大学評議会は、学長が次の事項について決定するに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成方針に関する事項
- (2) 学生の厚生補導の基本方針

(3) その他学部及び大学院に共通する教育研究に関する重要事項及び学長の諮問する事項  
(招集及び議長)

**第7条** 大学評議会は、学長が招集し、その議長となる。

(定足数及び審議)

**第8条** 会議の定足数は、構成員の3分の2とする。

2 会議は、第6条に定める事項について意見を述べるに当たり、出席者の過半数の意見をもって会議の意見とする。

3 専任教育職員の人事に関する議事は、第2項の規定にかかわらず出席者の3分の2以上の意見をもって会議の意見とする。

(事務局)

**第9条** 大学評議会の事務局は、教育研究支援部に置く。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。

**附 則** (1987年11月20日制定)

この規程は、1988年4月1日から施行する。

**附 則** (1990年4月20日改正)

この規程は、1990年4月20日から施行し、1990年4月1日から適用する。

**附 則** (1994年1月20日改正)

この規程は、1994年4月1日から施行する。

**附 則** (1995年6月27日改正)

この規程は、1995年6月27日から施行し、1995年4月1日から適用する。

**附 則** (2001年1月25日改正)

この規程は、2001年4月1日から施行する。

**附 則** (2001年10月18日改正)

この規程は、2001年10月18日から施行する。

**附 則** (2003年3月20日改正)

この規程は、2003年4月1日から施行する。

**附 則** (2005年1月20日改正)

この規程は、2005年4月1日から施行する。

**附 則** (2006年2月16日改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

**附 則** (2008年12月18日改正)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

**附 則** (2009年3月12日改正)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

**附 則** (2009年11月19日改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

**附 則** (2012年12月20日改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

**附 則** (2015年3月12日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

**附 則** (2016年3月10日改正)

この規程は、2016年3月10日から施行し、2015年4月1日から適用する。